

VIII 厚木基地騒音訴訟

厚木基地周辺住民による騒音訴訟は、これまで1976（昭和51年）に第1次厚木基地騒音訴訟が横浜地方裁判所に提訴されて以降、2007年（平成19年）には第4次訴訟が提訴されるなど、四たびにわたって行われている。

第1次訴訟

原告	厚木基地周辺住民92名
被告	国
提訴要旨	<p>① 午後8時から翌朝午前8時までの間、一切の航空機を離着陸させてはならず、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならない</p> <p>② 毎日午前8時から午後8時までの間、原告らの居住地に65ホンを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない</p> <p>③ 過去の損害賠償として月23,000円（弁護士料15%を含む）を35年1月以降各原告の居住期間に応じて支払え。また、将来、①、②が実施されるまで同月額を支払え</p>
提訴根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償については、「民法709条」と「国家賠償法2条1項」 ・ 飛行差し止めについては「人格権」、「環境権」
訴訟の流れ	<p>1976年（昭和51年）9月8日 原告、横浜地方裁判所へ提訴</p> <p>1982年（昭和57年）10月20日 横浜地方裁判所判決</p> <p>1982年（昭和57年）11月2日 原告、東京高等裁判所へ控訴</p> <p>1986年（昭和61年）4月9日 東京高等裁判所判決</p> <p>1986年（昭和61年）4月14日 原告、最高裁判所へ上告</p> <p>1995年（平成7年）12月26日 最高裁判所判決</p>
横浜地裁判決要旨	① 飛行差し止め請求却下、②過去の損害賠償容認、③本訴提起の日の3年前の損害については、時効により消滅、④将来の損害賠償請求は却下
東京高裁判決要旨	①飛行差し止め請求却下、②過去の損害賠償請求棄却、③将来の損害賠償請求却下、④軍事公共性の優越性を強調する論旨で原告全面敗訴
最高裁判決要旨	騒音被害が受忍限度を超えることを認定し、基地騒音の違法性を指摘して国側に国家賠償法に基づき損害賠償の一部支払を命じた

第2次訴訟

原告	厚木基地周辺住民 161 名
被告	国
提訴要旨	第1次訴訟と同様
提訴根拠	・ 損害賠償については、「国家賠償法 2 条 1 項」 ・ 飛行差し止めについては「人格権」、「環境権」
訴訟の流れ	1984 年（昭和 59 年）10 月 22 日 原告、横浜地方裁判所へ提訴 1992 年（平成 4 年）12 月 21 日 横浜地方裁判所判決 1992 年（平成 4 年）12 月 27 日 原告、東京高等裁判所へ控訴 1999 年（平成 11 年）7 月 23 日 東京高等裁判所判決 原告、被告とも上告せず控訴審判決確定
横浜地裁判決要旨	① 米軍飛行差し止め却下、②自衛隊機飛行差し止め棄却、③騒音被害については容認、損害賠償を被害程度に応じて認めた
東京高裁判決要旨	① 米軍飛行差し止め却下、②自衛隊機飛行差し止め棄却、③騒音被害については容認、損害賠償は被害程度に応じて容認、④一部原告に対し「危険への接近の法理」により損害賠償額を減額

第3次訴訟

原告	厚木基地周辺住民 5,046 名
被告	国
提訴要旨	過去の損害賠償として月 23,000 円（弁護士料 15%を含む）を平成 6 年 12 月以降各原告の居住期間に応じて支払え。
提訴根拠	国家賠償法 2 条 1 項
訴訟の流れ	1997 年（平成 9 年）12 月 8 日 原告、横浜地方裁判所へ提訴 2002 年（平成 14 年）10 月 16 日 横浜地方裁判所判決 2002 年（平成 14 年）10 月 29 日 国が東京高等裁判所へ控訴 2006 年（平成 18 年）7 月 13 日 東京高等裁判所判決 原告、被告とも上告せず控訴審判決確定
横浜地裁判決要旨	① 将来の損害賠償請求却下、②騒音被害については容認、③損害賠償を被害程度に応じて認める、④被告の主張する「危険への接近の理論」の適用は相当ではない
東京高裁判決要旨	将来の損害賠償請求却下、②騒音被害については容認、③損害賠償を被害程度に応じて認める、④被告の主張する「危険への接近の理論」の適用は相当ではない

第4次訴訟

原告	厚木基地周辺住民 7,054 名
被告	国
提訴要旨	<p>【民事訴訟】</p> <p>① 午後 8 時から翌朝午前 8 時までの間、一切の航空機を離着陸させてはならず、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならない</p> <p>② 午前 8 時から午後 8 時までの間、原告らの居住地に 70 ホン（A）を超える一切の航空機騒音を到達させてはならない</p> <p>③ 過去の損害賠償として月 23,000 円（弁護士料 15%を含む）を提訴前 3 年間分について支払え</p> <p>④ また、将来、①、②が実施されるまで同月額を支払え</p> <p>【行政訴訟】</p> <p>① 午後 8 時から翌日午前 8 時までの間、自衛隊機を運航させてはならない</p> <p>② 自衛隊機を訓練のために運行させてはならない</p> <p>③ 周辺居住地において 1 年間の航空機騒音が 75WECPNL を超えることとなる自衛隊機を運行させてはならない</p> <p>④ 米軍に対し、厚木基地内の米軍専用施設・区域への出入りのため以外の一切の米軍機の運航のための使用を認めてはならない</p> <p>⑤ 米軍に対し、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間、一切の米軍機の運航のための使用を認めてはならない</p> <p>⑥ 米軍に対し、1 年間の航空機騒音が 75WECPNL を超えることとなる米軍機の運航のための厚木基地の使用を認めてはならない</p>
提訴根拠	<p>・飛行差し止めについては、民事訴訟では「人格権」、行政訴訟では「行政事件訴訟法第 37 条の 4」</p> <p>・損害賠償については、「国家賠償法 2 条 1 項」</p>
訴訟の流れ	<p>2007 年（平成 19 年）12 月 17 日 原告、横浜地方裁判所へ提訴</p> <p>2014 年（平成 26 年）5 月 21 日 横浜地方裁判所判決</p> <p>2014 年（平成 26 年）5 月 26 日 国が行政訴訟について東京高等裁判所へ控訴</p> <p>2014 年（平成 26 年）6 月 3 日 原告が民事訴訟と行政訴訟の両方について東京高等裁判所に控訴。国も民事訴訟について同じく控訴</p> <p>2015 年（平成 27 年）7 月 30 日 東京高等裁判所判決</p> <p>原告、被告とも上告</p>
横浜地裁判決要旨	<p>【民事訴訟】 ①過去の騒音被害に対し損害賠償を認める、②将来の損害の賠償請求は却下</p> <p>【行政訴訟】 ①米軍機飛行差し止め却下、②午後 10 時から午前 6 時まで止むを得ない場合を除き、自衛隊機の飛行差し止め</p>

東京高裁 判決要旨	【民事訴訟】①過去の騒音被害に対し損害賠償を認める、②将来の損害の賠償請求については2016年末までについて認める 【行政訴訟】①米軍機飛行差し止め却下、②午後10時から午前6時まで止むを得ない場合を除き、自衛隊機の飛行差し止め
--------------	---